

予防的支援推進とうきょうモデル事業

背景

令和2年12月 東京都児童福祉審議会提言「新たな児童相談のあり方について」

- 虐待通告を受けてから支援を開始する対症療法的な対応だけでは、事態の改善を図ることは困難
- 支援の必要な家庭を早期に支援へつなげ、虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が重要
- モデル自治体に支援チームを設置し、支援の効果分析やエビデンスを蓄積



概要

【期間】 令和3年度から令和5年度まで

【目的】 家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を徹底する

【自治体】 墨田区、大田区、渋谷区、調布市

- ・自治体内に予防的支援チームを設置
- ・配置職員：予防的支援担当職員 1名（児童人口に応じて加算配置可能）要保護児童対策地域協議会担当職員：1人
心理職 1名・保健師の1名の配置も可能
- ・補助基準額：職員 1人当たり6,042千円×実配置月数/12 補助率：10 / 10

事業内容

①モデル自治体が統一的に取り組む予防的支援

- ・子供家庭支援センターと母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施
【支援対象】 25歳以下の初産妊産婦の家庭を対象に、妊娠届出時から産後1年まで支援を実施
- ・児童相談所から児童福祉司・児童心理司（併任）を派遣し、チームの一員として協働
- ・東京都医学総合研究所（医学研）に委託し、データ収集・効果測定を実施 支援マニュアル及び人材育成研修プログラムを作成

②モデル自治体が独自に取り組む予防的支援

- ・自治体の特性等を踏まえ自治体が独自に取り組む予防的支援を実施

③要保護児童対策地域協議会の強化

- ・支援を必要としている家庭のサインをいち早く察知し支援につなげられるよう、地域の関係機関の対応力向上を図るため、関係機関向け研修教材・研修プログラム等を作成

スケジュール

事業実施期間：R3~R5	R3	R4	R5	R6~
①統一的に取り組む予防的支援	←支援内容の具体化、支援チームの形成、人材育成→	←対象家庭へのニーズ調査、支援（家庭訪問、進行管理等）→	←人材育成、効果測定、マニュアル・研修プログラムの作成→	区市町村展開を支援
②区市町村が独自に取り組む予防的支援	←支援対象・支援内容の検討、データ収集、対象家庭への支援→	←進行確認、スーパーバイズ等→	←都へ成果報告→	成果を区市町村に情報提供
要保護児童対策地域協議会の強化	←検討委員会の開催、関係機関への実態調査→	←教材作成→	←モデル自治体による研修実施→	成果物等を区市町村に情報提供